横須賀市職員旧姓等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の事務部局の職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を、外国籍の職員が住民票の通称欄に記載している通称名をそれぞれ文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(旧姓等を使用できる文書等)

- 第2条 職員は、婚姻等の前の戸籍上の氏及び住民票の通称欄に記載している 通称名(以下「旧姓等」という。)を職場での呼称として使用することがで きる。
- 2 職員は、別表に掲げる文書において旧姓等を使用することができる。 (旧姓等使用者の責務)
- 第3条 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用するに当たり、市民及び他の 職員に混乱を生じさせてはならない。
- 2 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用する文書(別表第1項から第6項 までに規定するものに限る。)に職員コードを記載しなければならない。

(旧姓等使用届等)

- 第4条 職員は、旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用届 (第1号様式)を所属長を経て総務部人事課長(以下「人事課長」とい う。)に提出しなければならない。
- 2 人事課長は、前項の使用届の提出を受けたときは、別表第9項に掲げるシステム(グループウェアを除く。)の管理責任者に当該使用届の内容を連絡するものとする。
- 3 所属長は、第1項の規定により提出された旧姓等使用届の写しを保管する ものとし、当該職員が異動したときは、異動先の所属長に旧姓等使用届の写 しを送付するものとする。

(旧姓等使用の中止)

第 5 条 旧姓等使用届を提出して旧姓等を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届 (第 2 号様式)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属職員の旧姓等の使用に関し適切な運用が図られるよう に努めなければならない。 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓等の使用に関し必要な事項は、総 務部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、市長が別に定める期間に限り、第4条第1項に定める申請をすることができるものとする。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

別表 (第2条第2項関係)

1 職員給与条例施行規則(昭和26年横須賀市規則第23号)に規定する文書 のうち次に掲げるもの

扶養親族届·時間外勤務等命令書(連絡票)

2 職員特殊勤務手当支給条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第48号)に 規定する文書のうち次に掲げるもの

防疫作業従事実績簿

3 職員の通勤手当に関する規則(昭和33年横須賀市規則第45号)に規定する文書のうち次に掲げるもの

通勤届

4 職員住居手当支給規則(昭和46年横須賀市規則第6号)に規定する文書 のうち次に掲げるもの

住居届

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年横須賀市規則 第7号)に規定する文書のうち次に掲げるもの

深夜 (超過) 勤務制限請求書・育児 (介護) 状況変更届・休暇簿・介護 休暇簿・組合休暇申請書

6 職員服務規程(昭和36年横須賀市訓令甲第7号)に規定する文書のうち 次に掲げるもの

出勤簿 · 職員休暇等報告書 · 遅参早退願 · 欠勤願 · 出張命令書 · 復命書 · 職務 專念義務免除承認申請書 · 営利企業等従事許可申請書 · 事務引継書

7 公文書管理規程 (平成21年横須賀市訓令甲第8号) に規定する文書のう ち次に掲げるもの

金券等受渡簿・重要文書収受簿・金券等受領簿・特殊文書件名簿・決裁文書(公文書の余白に朱書で回議するものを含む。)・供覧文書・書庫入退室簿・引継文書貸出簿・引継文書貸出延長依頼書・事故報告書

8 研修に関する文書のうち次に掲げるもの

研修通知書・研修受講レポート

9 システム関係

文書管理システム・グループウェア・電子決裁システム・財務会計システム・職員録システム

10 その他

職員録・座席表・事務分担表・電話番号簿・名札・市の刊行物の原稿

## 旧姓等使用届

			年	月	日
(あて先)総務部人事課長					
		属			
	氏職員	名 {コード			(即)
次のとおり旧姓等を使用し 綱第4条第1項の規定に基づ		了市職員旧姓等	等使月	月取想	要要
M A A A I LEVIN CLE I	<i>م</i>				
使用する旧姓等					
戸籍上の氏を改めた年月日 又は住民登録年月日					
所属長確認欄					

## 旧姓等使用中止届

(あて先)総務部人事	<b>事課長</b>			年	月	日
		所氏職員				印
次のとおり旧姓等の 取扱要綱第5条の規定	)使用を中止したいの Eに基づき、届け出ま		横須賀市職	員旧	姓等 個	東 用
使用している旧姓等						
使用中止予定年月日						
所属長確認欄						